

福岡県公報

平成二十年二月二十五日
第二千七百八十九号
増刊 ①

目次

告示(第二百九十七号)

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示

(生活文化課) …………… 一

告示

福岡県告示第二百九十七号

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示

福岡県文化賞表彰規程(平成五年八月福岡県告示第千二百五十四号の二)の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

一 創造部門

個性的・創造的な文化活動を行い、優れた業績を残し、県民文化の向上・発展に貢献したものを

二 社会部門

地域の特性を活かした活動を行い、個性豊かで潤いのある地域社会づくりに功績があつたもの又は国際交流、地域間交流など広範な文化交流活動を行い、相互理解・文化交流の発展に貢献したものを

三 奨励部門

個性的・創造的な創作活動を行い、かつ、将来一層の活躍が期待されるもの

附則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）